## 第七十五号議案

# 仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

第二条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第八十六号までを一号ずつ 仙台市手数料条例(昭和三十七年仙台市条例第二十四号) の一部を次のように改正する。

繰り上げる。

附則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

理由

出する理由である。 カード再交付手数料を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を考慮し、個人番号

## 第七十六号議案

# 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

四条の三第二項第二号」を「第百四条の四第二項第二号」に改める。 第二条の三第一項中「第五十三条の二第二項第一号」を「第五十三条の三第二項第一号」に、「第百 仙台市介護保険条例 (平成十二年仙台市条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

到日

うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行

### 第七十七号議案

## 仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条 例の一部を改正する条例

号)の一部を次のように改正する。 仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例 仙台市特例児童扶養資金等に係る貸付金の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年仙台市条例第四十七

一項」を「附則第九条第一項」に改める。 第二条第一項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、 同条第二項中「附則第八条第

]] []]

この条例は、公布の日から施行する。

理由

を改正する必要がある。 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、 これが、 この条例案を提出する理由である。 現行条例の一部

## 第七十八号議案

## 部を改正する条例 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一

の一部を次のように改正する。 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第五十二号) 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

別表第一に次のように加える。

備計画区域 泉パークタウン朝日地区整 仙台市泉区根白石字陰沼北及び同字針生山ノ内朝日の全部並びに実沢 字桐ケ崎屋敷, 山及び同字行木沢東の各 根白石字陰沼,同字銅谷明神下,同字原田,同字針生 一些

別表第二長喜城東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

																英	備計画区	日地区整	タウン朝	泉パーク
									住光地区	店舗兼用									英区	戸建住宅
カ 倉庫 (建築物に附属するものを)除く。)	9	の物品の貯蔵又は処理に供するも	から (3) まで, (11) 又は (12)	オ 法別表第2(る)項第1号(1)	工 病院	ウ 公衆浴場	に類するもの	イ 神社、寺院、教会その他これら	网	ア 共同住宅,寄宿舎,下宿又は長	才 保育所	エ 幼保連携型認定こども園	ウ 幼稚園	イ 兼用住宅	ア 住宅	物	ものを除く。)に限る。)以外の建築	築物(令第130条の5各号に掲げる	供する建築物及びこれに附属する建	次に掲げる建築物(専らその用途に
									メートル	200平方									メートル	200平方
	すべての解地	用道路	自転車歩行者専	路を除く。)	車歩行者専用道	く。)及び自転	道路(隅切を除	道路(地区幹線	(隅切を除く。)	地区幹線道路					すべての解地	用道路	自転車歩行者専	除く。)	行者専用道路を	道路(自転車歩
		ル以上	1 メープ				トル以上	1.5 × -	トル以上	2.5 × -						ル以上	1 メープ		トル以上	1.5 × -

線 路 立 切 閉 い 野 く 東 の 線 路 区 切 ひ 即 う 一 行 隣 道 く 幹 を 白 用 ・ 者 地 地 祖 り 線 除 転 道 事 ま 御 御 聞 り 線 除 転 道 事	カ 法別表第 2 (る) 項第 1 号 (1) すべてoから (3) まで, (11) 又は (12)	に類するもの	オ 神社, 寺院, 教会その他これら 自転車 も	類するもの路を除り	各種学校、図書館その他これらに 車歩行	工 大学, 高等専門学校, 専修学校, く。) 及	屋 道路 (F	区 ウ 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長 道路 (ま	ビスA地 / 兼用住宅 メートル (隅切?	近隣サー ア 住宅 500平方 地区幹	除く。)	サ 倉庫 (建築物に附属するものを	9	の物品の貯蔵又は処理に供するも	から (3) まで、(11) 又は (12)	コ 法別表第2(る)項第1号(1)	ケ病院	ク 公衆浴場	設その他これらに類するもの	キ 老人福祉センター,児童厚生施	これらに類するもの	カー老人ホーム、福祉ホームその他 用道路	に類するもの自転車も	オ 神社、寺院、教会その他これら 路を除く	書館その他これらに類するもの	工 学校、専修学校、各種学校、図 く。) 及	屋	区 ウ 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長 道路 (生	ハウス地 イ 兼用住宅 メートル (隅切る)	センター ア 住宅 500平方 地区幹	ク 事務所	ものを除く。)	1 田野平平)年(海米がに西海)の
	すべての露地	道路	自転車歩行者専	路を除く。)	車歩行者専用道	。)及び自転	直路(隅切を除	1路(地区幹線	(隅切を除く。)	幹線道											<del>す</del> べての 解 著	]道路	自転車歩行者専	路を除く。)	車歩行者専用道	。)及び自転	直路(隅切を除	1路(地区幹線	(隅切を除く。)	区幹線道			

						_				
					×	ビス B 嵩	近隣サー			
ものを除く。) コ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場	の カ ホテル又は旅館 キ 自動車教習所	から (3) まで、(11) 又は (12) の物品の貯蔵又は処理に供するも	類するもの オ 法別表第2(る)項第1号(1)	エ 大学, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校, 図書館その他これらに	7) 共四任书,命佰苦,『佰人は女	兼用住名	ア 住宅	ものを除く。)	キ 自動車車庫 (建築物に附属する	9
					7	カメート	1,500平			
				用道路すべての露地	自転車歩行者専	用道路を	道路(自転車歩			
				ル以上	1 × ー ナ	ル以上	3メート			

別表第五青葉通地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

		画区域
	x	朝日地区整備計
住宅地   10メートル以下	店舗兼用住:	くらなくーパ沓

別表第九長喜城東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

					画区域	朝日地区整備計	泉パークタウン
							戸建住宅地区
メートル以下であるもの	なる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3	イ 建築物で第8条の基準に適合しないことと	れたもの	の先端が道路境界線より0.6メートル以上離	ア 自動車車庫でその外壁等の面及びひさし等		警察官派出所等
					第8条	第7条	第3条

		 客 风	
		近隣キービスB	
		本	
第7条	警察官派出所等	近谿サービスA	
	内であるもの(自動車車庫を除く。)		
	当該部分の床面積の合計が5平方メートル以		
	部分の軒の高さが2.3メートル以下で,かつ,		
	物で、第8条の基準に適合しないこととなる		
	ウ 物置その他これに類する用途に供する建築		
	メートル以下であるもの		
	なる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3		
	イ 建築物で第8条の基準に適合しないことと		
	れたもの	本	
	の先端が道路境界線より0.6メートル以上離	センターハウス	
第8条	ア 自動車車庫でその外壁等の面及びひさし等	$\bowtie$	
第7条	警察官派出所等	店舗兼用住宅地	
	内であるもの(自動車車庫を除く。)		
	当該部分の床面積の合計が5平方メートル以		
	部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、		
	物で、第8条の基準に適合しないこととなる		
	ウ 物置その他これに類する用途に供する建築		

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 泉パークタウン朝日地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めるため、現行条例の一部を改正す

### 第79号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第8条第2項(同法第10条 第3項において準用する場合を含む。)の規定により、議決を求める。

### 1 認定するもの

	5	路	約	į.	名	<u></u>		起 終 点
沖	野	七	丁	I	15	号	線	仙台市若林区沖野七丁目389番 6 同 388番
河	原	町	<u> </u>		5	号	線	仙台市若林区河原町二丁目304番 同 405番 1
長	喜	城	Щ	神	1	号	線	仙台市若林区長喜城字山神6番1 同 4番
長	喜	城	山	神	2	号	線	仙台市若林区長喜城字山神22番 2 同 4番
長	喜	城	山	神	3	号	線	仙台市若林区長喜城字山神1番2 同 1番3
長	喜	城	山	神	4	号	線	仙台市若林区長喜城字屋敷34番 同 長喜城字山神22番 2
長	喜	城	山	神	5	号	線	仙台市若林区長喜城字山神36番 同 23番 1
長	喜	城	山	神	6	号	線	仙台市若林区長喜城字山神20番 1 同 21番 1
長	喜	城	山	神	7	号	線	仙台市若林区長喜城字山神 8 番 同 8 番
長	喜	城	山	神	8	号	線	仙台市若林区長喜城字山神6番1 同 8番
長	喜城	山神	歩行者	音専用	道路	子 1 号	子線	仙台市若林区長喜城字山神6番1 同 6番1
遠	見	塚	一		5	号	線	仙台市若林区遠見塚一丁目10番23 同 18番8
八	木	Щ F	有 二	丁!	1	号	線	仙台市太白区八木山南二丁目 1 番28 同 1 番85
八	木	Щ F	有 二	丁!	3 2	号	線	仙台市太白区八木山南二丁目 1 番71 同 1 番58
八	木	Щ F	有 二	丁口	3	号	線	仙台市太白区八木山南二丁目 1 番103 同 1 番95
八	木	Щ F	有 二	丁一	∃ 4	号	線	仙台市太白区八木山南二丁目 1 番116 同 1 番111
八万	木山南	有二丁	1目歩行	<b></b> 了者専	用道	路 1 号	<b></b>	仙台市太白区八木山南二丁目 1 番80 同 1 番63

八力	木山下	有二	丁目步	行	者専月	月道路	各25	<b></b>	仙台市太白区八木山南二丁目 1 番36 同 1 番51
西	多	賀	五	丁	目	4	号	線	仙台市太白区西多賀五丁目22番67 同 19番103
上	3	谷	刈		27	号	1.	線	仙台市泉区上谷刈五丁目208番 2 同 上谷刈四丁目11番11

### 2 廃止するもの

	路	彩	泉	名		起 点 終
Щ		礻	#		線	仙台市若林区長喜城字山神 9 番 同 13番 5
遠	藤	西	Щ	神	線	仙台市若林区長喜城字山神 6 番 同 長喜城字屋敷27番

### 第80号議案

### 専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専 決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

- 1 令和3年度仙台市一般会計補正予算(第3号)
- 2 令和3年度仙台市一般会計補正予算(第4号)

### 1 令和3年度仙台市一般会計補正予算 (第3号)

令和3年度仙台市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598,013,342千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月7日

仙台市長 郡 和子

### 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
20	県支出金		44, 085, 372	3, 180, 000	47, 265, 372
		2 県補助金	21, 647, 060	3, 180, 000	24, 827, 060
23	繰入金		46, 570, 111	21, 520	46, 591, 631
		2 基金繰入金	45, 456, 201	21, 520	45, 477, 721
	歳入	合 計	594, 811, 822	3, 201, 520	598, 013, 342

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 経済費		53, 665, 341	3, 201, 520	56, 866, 861
	1 商工費	50, 001, 266	3, 201, 520	53, 202, 786
歳出	合 計	594, 811, 822	3, 201, 520	598, 013, 342

### 2 令和3年度仙台市一般会計補正予算 (第4号)

令和3年度仙台市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,478,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604,491,342千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月14日

仙台市長 郡 和子

### 第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
19	国庫支出金		97, 217, 314	595, 753	97, 813, 067
		2 国庫補助金	18, 258, 834	595, 753	18, 854, 587
20	県支出金		47, 265, 372	5, 100, 000	52, 365, 372
		2 県補助金	24, 827, 060	5, 100, 000	29, 927, 060
23	繰入金		46, 591, 631	782, 247	47, 373, 878
		2 基金繰入金	45, 477, 721	782, 247	46, 259, 968
	歳  入	合 計	598, 013, 342	6, 478, 000	604, 491, 342

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 経済費		56, 866, 861	6, 478, 000	63, 344, 861
	1 商工費	53, 202, 786	6, 478, 000	59, 680, 786
歳出	合 計	598, 013, 342	6, 478, 000	604, 491, 342

### 第81号議案

### 仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員飯島淳子は令和3年8月12日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は, 飯島淳子

### 第82号議案

### 仙台市固定資産評価員の選任に関する件

仙台市固定資産評価員遠藤理は令和3年6月7日に辞任したので、別紙の者をその後任に選任 することにつき、地方税法第404条第2項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は,佐藤純一